大分県農業負債整理関係資金運営要領

目 次

第１ 趣旨
第２ 対象資金等
第３ 借入希望者の手続等
１ 借入相談、連絡体制及び現地協議
２ 借入希望者による経営改善計画書の作成・提出等
３ 融資審査
４ 債権保全措置
第４ 融資機関の手続等
１ 融資機関の手続
２ 経営診断
３ 融資実行後の営農指導体制
４ 民事再生手続との関係
第５ その他

別紙 融資審査の考え方

様式第１号 融資相談票
様式第２号 経営改善計画総括表
様式第３号の（１） 経営改善計画書（個人）
様式第３号の（２） 経営改善計画書（法人）
様式第３号の（３） 経営改善計画書（個人）（被災借入希望者等関係）
様式第３号の（４） 経営改善計画書（法人）（被災借入希望者等関係）
様式第４号 農業負債整理関係資金借入申込書
様式第５号 大分県農業負債整理関係資金に係る指導班設置報告書
参考様式 ○年の経営状況報告書（△年目）

第１ 趣旨

本要領は、食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）の目指す効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、経営意欲と能力を有しながら、経済環境の変化等により、負債の償還が困難となっている農業者に対して、個々の経営の実情に応じて行う、その償還負担の軽減を図るためのきめ細かな資金の融通について定めるものである。

第２ 対象資金等

１ 本要領の対象とする資金は、次の２資金とし、融資機関は、当該資金の融資

を受けることを希望する者（以下「借入希望者」という。）の経営の実情、資金需要等を踏まえて適切な資金を融通するものとする。

(1)　経営体育成強化資金（経営体育成強化資金実施要綱（平成13年５月１日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知）第２のⅡに定める資金）

(2)　農業経営負担軽減支援資金（農業経営負担軽減支援資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年４月20日付け16経営第8953号農林水産省経営局長通知）に定める資金）

２　本要領の対象とする資金の役割分担等は、次のとおりとする。

(1)　借入希望者が経営体育成強化資金及び農業経営負担軽減支援資金を活用して負債の償還負担を軽減しようとする際には、農業経営負担軽減支援資金で対応できる場合は、極力当該資金で対応し、当該資金で対応することが困難な場合には、経営体育成強化資金で対応することを基本とする。

なお、農業経営負担軽減支援資金と経営体育成強化資金を同時に利用する場合については、取扱融資機関が密接に協議・連携を図るものとする。

(2)　(1)にかかわらず、経営体育成強化資金実施要綱第２のⅡの１の（１）の資金（以下「再建整備資金」という。）については、農業経営負担軽減支援資金で対応することが困難な場合に、対応するものとする。

(3)　第３の１の(4)のアの融資機関は、再建整備資金で対応しようとする場合には、農業経営負担軽減支援資金で対応することが困難である旨を第３の１の(4)のイの融資機関のいずれかに確認するとともに、確認結果を記録しておくものとする。

第３　借入希望者の手続等

本要領の対象とする資金の融通については、それぞれの資金の要綱において定めるもののほか、借入希望者の手続等は次に定めるところによるものとする。

１　借入相談、連絡体制及び現地協議

(1)　借入希望者は、融資機関、県振興局農山漁村振興部及び生産流通部（以下「振興局」という。）並びに市町村農業制度資金担当課（以下「市町村」という。）のいずれかの機関に借入申込の相談を行い、指導助言を求めるものとする。

こうした相談に的確に対応できるよう、融資機関、振興局及び市町村においては、あらかじめ相談受付窓口を明確にするよう努めるものとする。

(2)　相談を受けた機関は、融資相談票（様式第１号）に相談内容を取りまとめ、別に定めるところにより関係機関に連絡を行うものとする。

(3)　融資機関は、借入希望者に必要書類の提出や現地調査の協力を求めるとともに、融資機関、振興局、その他必要に応じて召集される機関により構成される農業負債整理現地協議会（以下「現地協議会」という。）を開催し、事前検討を行うものとする。

(4)　各資金の融資機関は、次のとおりである。

ア　経営体育成強化資金

株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）、公庫の受託金融機関となっている農業協同組合、大分県信用農業協同組合連合会（以下「県信連」という。）、農林中央金庫、銀行、信用金庫及び信用協同組合

イ　農業経営負担軽減支援資金

大分県と利子補給契約を締結している農業協同組合、県信連、農林中央金庫、銀行、信用金庫及び信用協同組合

2　借入希望者による経営改善計画書の作成・提出等

(1)　借入希望者は、

ア　これまでの経営状況

イ　経営の改善を図るための方針

ウ　経営改善計画の妥当性及び実行可能性

エ　経営改善計画が実行された場合の収支の見込み及び借入金の返済確実性

等について、自ら真剣に検討の上、現地協議会での検討結果を踏まえ、経営改善の実施と資金の借入れによって、おおむね５年程度の間に確実に経営を軌道に乗せ、安定させることを目的とする経営改善計画書（様式第２号及び様式第３号の（１）、（２））を作成し、借入申込書（様式第４号）とともに、１の(4)に掲げる融資機関のいずれかに提出するものとする。

なお、借入希望者は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により手続を行うことができるものとする。

(2)　借入希望者は、経営改善計画書の作成に当たり、助言指導を必要とする場合は、融資機関、振興局、市町村等に相談を求めることができるものとする。

(3)　借入希望者が、飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 12 条の３に規定する飼養衛生管理基準をいう。以下同じ。）が定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥を飼養する事業を営む者である場合は、県家畜保健衛生所から飼養衛生管理基準の遵守状況の確認書類の交付を受け、この確認書類を経営改善計画書に併せて提出するものとする。

(4)　借入希望者のうち大分県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）の債務保証を希望する者は、基金協会の定める債務保証委託申込書を(1)の経営改善計画書及び借入申込書（以下「関係書類」という。）とともに、融資機関に提出する。

3　融資審査

(1)　融資機関は、関係書類について、借入希望者の経営能力及びそれを反映する経営状況を基に、別紙の「融資審査の考え方」を参考として、以下の各点について責任を持って判断するものとする。

ア　借入希望者の経営能力等からみた経営改善計画の妥当性及び実行可能性

イ　経営改善計画が実行された場合の収益改善見込み及び借入金の返済確実性

ウ　農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく農業保険及び労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に基づく労働者災害補償保険への加入その他のリスク対応策の妥当性

(2)　融資機関は、(1)の判断に際して、借入希望者の既往負債の融資機関と償還条件の緩和等の協議を行うものとする。また、協議に際して借入希望者の経営能力等に関し、関係機関（振興局、市町村、農業委員会、農業経営・就農支援センター（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 11 条の 11 に規定する農業経営・就農支援センターをいう。以下同じ。））の意見を聴く必要がある場合には、関係書類の写しを原則として電磁的記録により送付して関係機関の意見を聴くものとする。

(3)　融資機関は、借入希望者の経営能力等からみて、経営改善計画の達成可能性・借入金の返済確実性に疑問がある場合には、借入希望者に対し、１年間振興局等の指導を受けて経営能力の向上に努めるよう求めることができるものとする（この間、関係融資機関の合意が得られれば、償還条件の緩和を行う。）。

(4)　融資機関は、４の債権保全措置により融資額全額がカバーされない場合又は債権保全措置を行わない場合であっても、借入希望者の経営能力等からみて経営改善計画の達成及び借入金の返済が確実と認められる場合には、融資を行うことを基本とする。ただし、必要に応じて融資額を調整することがありうる。

4　債権保全措置

(1)　債権保全措置については、以下に定めるほか、各融資機関及び基金協会の定めるところによるものとする。

(2)　融資機関が債権保全措置を行う場合には、融資機関（必要に応じて基金協会を含む。）と借入希望者の協議により、物的担保又は基金協会による保証のいずれかとすることを基本とし､経営者以外の第三者の個人連帯保証については、徴求しないことを原則とする。

なお、経営者保証については､「経営者保証に関するガイドライン」（平成 25 年 12 月５日「経営者保証に関するガイドライン研究会」から公表）を踏まえ、適切に行われるよう留意するものとする。

また、基金協会による保証は、農業協同組合又は農業協同組合連合会を通じた転貸資金以外の公庫の資金には付することができない。

(3)　担保物件の評価に当たっては、画一的な評価を行わず、近隣の類似物件の売買価格等を勘案して、適切に行うものとする。

第４　融資機関の手続等

１　融資機関の手続

(1)　借入希望者から関係書類の提出を受けた第３の１の(4)で定めるア又はイの融資機関は、必要に応じ、同(4)に規定する他の融資機関に当該関係書類又はその写しを原則として電磁的記録により送付し、連携して手続を進めるものとする。

(2)　融資機関は、経営改善計画を適当と認めたときは、経営改善計画総括表（様式第２号）に必要事項を記入して、経営改善計画書を２の(1)の経営診断の実施機関に原則として電磁的記録により送付し、意見を求めるものとする。

ただし、次に掲げるアからクまでの資金（エの資金を除く。）を経営体育成強化資金により償還負担の軽減を図る場合又はアからクまでの資金（貸付利率5.0％以下のもの（エの資金を除く。）を除く。）を農業経営負担軽減支援資金により償還負担の軽減を図る場合には、融資機関は、新たに作成された経営改善計画又は計画変更された経営改善計画について、経営診断の実施機関の全ての者の合意を得るものとする。

ア　廃止前の農家負担軽減支援特別資金融通措置要綱（平成７年４月１日付け７農経Ａ第 299 号農林水産事務次官依命通知）第２に定める資金

イ　廃止前の農業経営負担軽減支援資金融通措置要綱（平成 13 年５月１日 13 経営第 204 号農林水産事務次官依命通知）第２に定める資金

ウ　平成 22 年 12 月 31 日までに財団法人農林水産長期金融協会が都道府県に対して利子助成等補助金の交付決定をした農業経営負担軽減支援資金

エ　農業経営負担軽減支援資金（ウの資金を除く。）

オ　廃止前の農業経営の再建整備を図ろうとする農業者に対する自作農維持資金の融通措置実施要綱（昭和 54 年４月４日付け 54 構改Ｂ第 461 号農林水産事務次官依命通知）第３に定める資金

カ　廃止前の既往借入金等に係る負債の円滑な支払を図ろうとする農業者に対する自作農維持資金の融通措置実施要綱（平成元年２月１日付け元構改Ｂ第83 号農林水産事務次官依命通知）第３に定める資金

キ　廃止前の農業経営維持安定資金実施要綱（平成 13 年５月１日付け 13 経営第 302 号農林水産事務次官依命通知）第２の１の(2)又は(3)の資金

ク　経営体育成強化資金

なお、被災借入希望者の審査にあたっては、経営診断の実施機関による経営診断を省略することができるものとする。

(3)　融資機関は、基金協会による保証を必要とする場合は、速やかにその手続を進めるものとする。

(4)　融資機関は、農業経営負担軽減支援資金の融資を実行しようとする場合には、速やかに都道府県の利子補給承認の手続を進めるものとする。

(5)　融資機関は、借入希望者からの関係書類を受理（提出された書類について、必要事項の記載及び必要書類の添付に不備がないことを確認した上で、正式に受け付けることをいう。）してから１月半以内にすべての手続を終了させるよう努めるものとし、それまでの間に手続が終了しない場合には、借入希望者にその理由を通知するものとする。

(6)　融資機関は、融資を行わないときは、別紙１の経営改善計画総括表又はその他の適切な方法により、借入希望者に対してその理由を説明するものとする。

２　経営診断

(1)　経営診断実施機関は、大分県農業制度資金地方審査会設置要領（平成７年４月３日）第１に規定する大分県農業制度資金地方審査会（以下「地方審査会」という。）とする。

(2)　融資機関から１の(2)により意見を求められた地方審査会は、振興局の協力のもと、県、市町村、農業委員会、農業協同組合、融資機関等のうち、当該農業経営の診断を行うのに必要な者が参画し、経営診断を行う。

(3)　農業経営負担軽減支援資金の上乗せ利子補給を行う場合は、市町村長は特に今後も支援が必要である旨の意見書を地方審査会に提出するものとする。市町村長から意見書の提出を受けた地方審査会は、振興局長に経営コンサルテーションの要請を行う。振興局長は、意見書を踏まえて経営コンサルテーションを行い、その結果を地方審査会に報告する。

(4)　地方審査会は、(2)、(3)を踏まえて審査し、その審査結果をもって経営診断

結果とする。

(5)　地方審査会は、経営診断結果を経営改善計画総括表に記載し、融資機関に回答するものとする。

3　融資実行後の営農指導体制

(1)　融資機関は、本要領の対象とする資金を借り入れた農業者（以下「借入者」という。）ごとに個別指導を行う特別指導員を配置し、借入者の経営改善が着実に行われるよう配慮するとともに、市町村、振興局等の協力を得て指導班を編制し、大分県農業負債整理関係資金に係る指導班設置報告書（様式第５号）を振興局を経由して知事に提出するものとする。

(2)　借入者は、記帳の励行及び経営の改善に努めるものとする。また、借入者は、経営改善計画期間中、経営改善計画が達成されるまでの間、個人にあっては毎年４月末日までに、法人にあっては決算終了後速やかに、経営状況報告書（参考様式又はこれを参考にして当該融資機関が定める様式）により経営状況を融資機関へ報告するものとする。

(3)　融資機関は、(2)により受理した経営状況報告書の写しを、原則として電磁的記録により振興局に送付するものとする。また、融資機関は、(2)の報告を踏まえて、必要がある場合には、指導班及び関係機関に借入者に対する指導等の協力を求めるものとする。

(4)　振興局は、(3)により受理した経営状況報告書の写しを、原則として電磁的記録により知事（団体指導・金融課気付）に提出するものとする。

(5)　知事は、(4)により受理した経営状況報告書の写しの内容を踏まえ、必要に応じて指導班を指導・監督する。

(6)　指導班は、経営改善計画が早期に達成されるよう適時適切な指導に努めるものとする。

4　民事再生手続との関係

(1)　借入者が、負債の償還負担軽減と併せて、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続を進めようとする場合には、融資機関は、他の債権者と連絡を密にして、再生計画の実行可能性を適切に判断するものとする。

(2)　なお、再生計画に基づいて債務の縮減を行った上で、当該債務について本要領で定める資金の対象とすることは可能である。

第５　その他

１　知事は、本制度の適切かつ円滑な推進を図るため、融資機関、関係機関及び農業者に対して本制度の趣旨及び内容の周知徹底に努める。関係機関は、農業者に対して本制度の周知徹底を図るとともに、本制度を適切に活用して効率的かつ安定的な農業経営を育成するよう努めるものとする。

２　融資の運用に当たっては、関係機関は、融資を受けようとする農業者に無用の心理的負担がかかることのないよう努めるものとする。

３　融資の運用に当たり、知事は関係する各機関相互の協議・連携が円滑に進められるよう、必要に応じて適切な措置を講ずるよう努める。

４　融資機関、知事及び関係機関（機関の役職員を含む。）は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、本要領対象資金に係る経営改善計画書等の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要領において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続きについては、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする。

５　融資機関は、借入希望者から関係書類の提供を受けた場合、借入希望者に対し、第４の１の(1)の規定により関係書類を関係機関へ送付することがある旨についての同意を求めるものとし、借入申込書の個人情報の取扱いに関する同意書（様式第４号の裏面）の確認欄に記名を求めるものとする。

６　本要領に定めるもののほか、運用に必要な事項は、その都度関係する各機関が協議し、別途定めるものとする。

附　則　　この要領は、平成１３年５月２２日から施行する。

附　則　　この要領は、平成１４年７月　１日から施行する。

附　則　　この要領は、平成１６年４月　１日から施行する。

附　則　　この要領は、平成１７年４月２０日から施行する。

附　則　　この要領は、平成１８年４月　１日から施行する。

附　則　　この要領は、平成１９年４月　１日から施行する。

附　則　　この要領は、平成１９年７月２５日から施行する。

附　則　　この要領は、平成２０年４月１６日から施行する。

附　則　　この要領は、平成２０年１０月１日から施行する。

附　則　　この要領は、平成２４年４月　１日から施行する。

附　則　　この要領は、令和　２年４月　１日から施行する。

附　則　　この要領は、令和　２年４月３０日から施行する。

附　則　　この要領は、令和　２年１０月６日から施行する。

附　則　　この要領は、令和　３年３月３１日から施行する。

附　則　　この要領は、令和　４年６月１日から施行する。

附　則　　この要領は、令和　７年４月１日から施行する。

附　則　　この要領は、令和　８年１０月１日から施行する。

別紙

融資審査の考え方

融資審査の視点	具体的な着眼点・判断基準	備考
1 これまでの経営状況	○ 経営者の能力（技術レベル、経営マインド、生産物の単収・品質、生産コスト、資産等）はどの程度か ○ 経営力を背景とした収支実績、財務内容、資金繰りはどうか（家族経営の場合、家計も含めて分析） ○ 経営上の問題点は何か ○ 経営内容が悪くなった理由は何か	必要に応じ振興局、市町村等に照会
2 経営改善計画の妥当性及び実行可能性	○ 経営改善計画の実行により、確実に経営改善が図られるか ○ 経営者の能力（現在の技術レベル、経営マインド等）からみて達成できるか ※ ○ 経営改善計画の内容が過大投資となっていないか	同上
3 収益改善見込み及び借入金の返済確実性	○ 収益予測の算出基礎となっている単収・単価等は無理のないものか ○ 償還見通しはあるか（家族経営の場合、家計費も含めて分析） ○ 収支計画において、単年度の収支（差引余剰）はプラスになっているか。マイナスの場合、補填する見通しはあるか ○ 農業共済又は収入保険に加入するなど、当該作目が被災したり、需給・価格動向がある程度変動したりしても償還可能となるよう検討されているか ○ 個人経営体について、農作業事故等のリスクに対して労働災害補償保険に加入するなど、労働法制に係る取組が遵守されているか	同上

※ 農業者の経営能力等からみて、経営改善計画の実行可能性・融資返済の可能性に疑問がある場合には、1年間、振興局等の指導を受けて経営能力の向上に努めるよう求めるものとする。